

合併処理浄化槽への転換に係るQ&A

1 浄化槽の工事費用はいくらぐらいかかるの？

浄化槽の撤去や設置工事、転換に伴う配管工事に関する費用は、施工場所、浄化槽の規模や工事の内容によってさまざまですので、実際に工事施工業者による現場確認のうえ、見積もりしてもらう必要があります。

2 工事施工方法・工事費等についてどこに相談すればよいですか？

工事施工方法や工事費等については、工事施工業者にご相談ください。工事施工業者がわからない場合は、春日井市管工事業協同組合から最寄の業者を紹介してもらう方法もあります。

春日井市管工事業協同組合

春日井市朝宮町1丁目23-11 (Tel 0568-83-8288)

(注) 上記協同組合加入業者以外の業者において、浄化槽設置工事を行う場合でも補助制度を受けることができます。

3 浄化槽の工事期間や設置に必要な敷地の大きさはどれくらい？

合併処理浄化槽の設置工事期間は、約1週間です。単独処理浄化槽より少しだけ広い敷地が必要ですが、車1台分のスペースがあれば十分です。

4 浄化槽の人槽はどのように決まるのですか？

処理対象人員算定は日本工業規格(JIS A3302-2000)によって決められており、住宅施設の場合、対象となる住宅の延べ面積により決定されます。ただし、建築物の使用状況により、算定人員を増減することができます。

延べ面積 \leq 130 m^2 の場合 → 5人槽

延べ面積 $>$ 130 m^2 の場合 → 7人槽

2世帯住宅(浴室及び台所が2つ以上ある場合) → 10人槽



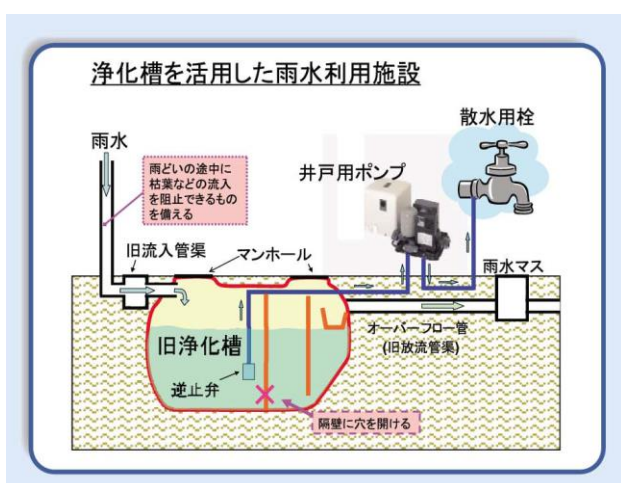
*環境省「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ」より

5 単独処理浄化槽はまだ使えますが、合併処理浄化槽にしなければならない？

平成 13 年施行の改正浄化槽法により、単独処理浄化槽の設置が原則禁止され、単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされました。現在設置されている単独処理浄化槽には、まだ使用できるものも多く存在していますが、補助金を利用し、早急な転換をお願いしています。

6 不要となった単独処理浄化槽はどうするのですか？

単独処理浄化槽を処分する場合は原則、廃棄物として適切な処分をしなければなりません。処分せず、雨水貯留浸透施設として再利用することができます。



市では、合併処理浄化槽設置費補助とは別に、不要となる単独処理浄化槽を転用して雨水貯留施設にする設置者に対して、費用の一部を補助しています。

詳しくは、春日井市河川排水課 (TEL 85-6361) にお問い合わせください。

7 浄化槽の転換にメリットはありますか？

単独処理浄化槽ではトイレからの排水しか処理できません。生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）は未処理のまま流れます。合併処理浄化槽は生活雑排水も処理できるので、地域の側溝や水路の汚れが減り、においや害虫が減る効果が報告されています。

8 その他

- 自宅に設置されている浄化槽が、単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かわからない。
- 自宅が浄化槽補助対象地域か、重点的に整備する区域かわからない。
- 浄化槽設置補助金の申請手続き方法が知りたい。

など、わからないことは、春日井市環境部環境保全課までお問い合わせください。

【浄化槽補助に係る問合せ・申請先】

春日井市環境部環境保全課 環境監視担当

電話 0568-85-6217

ファックス 0568-84-8731

E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp